## 当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または経営管理部で受け付けています。

- 1.苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 2.事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 3.苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。
- 4.当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに一般社団法人北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営管理部にご相談ください。

	北星信用金庫 経営管理部		
住 所	〒096-0012 北海道名寄市西2条南5丁目5番地		
電話番号	01654-2-1111(内線260)		
受付日時	当金庫営業日の9:00~17:00		
受付媒体	電話、手紙、面談		

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図る為、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

相談所名	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	北海道地区しんきん相談所 (一般社団法人北海道信用金庫協会)	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5	
電話番号 受付媒体	03-3517-5825 信用金庫営業日の9:00~17:00 電話、手紙、面談	011-221-3273 信用金庫営業日の9:00~17:00 電話、手紙、面談	

5.東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等並びに札幌弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫経営管理部または上記しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター	札幌弁護士会紛争解決センター
住 戸	f	〒100-0013	〒100-0013	〒 060-0001
	東京都千代田区霞が関1-1-3	東京都千代田区霞が関1-1-3	東京都千代田区霞が関1-1-3	札幌市中央区北1条西10丁目
				札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内
電話番号	<del>}</del> 03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	011-251-7730
受付日	月~金(祝日、年末年始除く)	月~金(祝日、年末年始除く)	月~金(祝日、年末年始除く)	月~金(祝日、年末年始除く)
	9:30~12:00、13:00~16:00	10:00~12:00、13:00~16:00	9:30~12:00、13:00~17:00	9:00~12:00、13:00~16:00

6.東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2) の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部 にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

- (1) 現地調停:東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
- (2)移管調停: 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

## 7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢を整備し苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、経営管理部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業 店、関係部署および経営管理部が連携したうえ、速やか に解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を 行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対 し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を 経営管理部から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所 をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容 やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果 に基づき、苦情等に対応する態勢のあり方の検討・見直 しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

## 《苦情等への取組体制図》

